

# 小規模事業者ものづくり人材育成事業

人材育成(人件費 及び 研修費の支援を含む)を支援する事業です。



若年失業者等を技術者として雇用し、技術指導・教育訓練等を実施することで、将来に渡って企業の中核となる人材を育成することを目的とします。

申請書提出期限

平成27年8月31日まで!  
(定員に達し次第締め切ります)

(公財)くまもと産業支援財団

委託  
契約

助言  
フォロー

求職者

雇用

小規模事業者

OJT  
(社内研修)

OFF-JT  
(外部研修)

派遣

研修講師

活用

外部研修機関等

- 対象企業 : 食品関係を除く製造業に携わる小規模事業者(従業員20人以下)で、新たに技能・技術を習得させ、若年技術者の確保を目指す企業
- 募集する企業数 : 4社程度(1企業につき新規雇用者1名)
- 雇用の対象者 : ハローワークを通して公募し、原則40歳未満
- 事業の実施期間 : 委託契約締結日から平成28年2月29日まで  
※ 申請書類は当財団のHPよりダウンロード出来ます。

詳細の  
問合せ先

【公益財団法人くまもと産業支援財団】

人材強化コーディネーター : 上野、田口

E-mail: ueno@kmt-ti.or.jp

〒861-2202 熊本県上益城郡益城町大字田原2010番地10

TEL:096-289-2438

FAX:096-289-2457



## ◆委託費の内容

- 1 人件費は以下のとおりとします。
  - ①賃金は、月額22万円(税込み)を標準とする。
  - ②通勤手当は、受託者の給与規定に準ずる
  - ③上記賃金等に係る社会保険料(労働保険料を含む。)の雇用主負担分
- 2 委託費(人件費と研修費の合計)のうち人件費の割合は50%以上とします。
- 3 研修は従業員等による社内研修に偏らず、外部研修を積極的に受講するものとします。
- 4 委託費の上限は、年額**4,600千円**(税込み)とします。なお、事業における雇用期間が1年を下回る場合は、期間率を乗じた額を限度とします。

## ◆企業の研修費(新規雇用者を対象)として対象になる経費

- 1 社内研修(OJT)の経費
  - ア 新規雇用者を指導する従業員の賃金
  - イ OJTに必要な消耗品費  
(作業着、教材費等、新規雇用者が使用するものに限る)
- 2 外部研修(OFF-JT)の経費
  - ア 外部の研修期間での受講料(教材費)及び交通費等
  - イ 企業が外部講師を招いて実施する講師謝金(交通費含む。)及び必要な資材等の経費

(注)研修費は、新規雇用者1名分の経費が委託料の対象となります。

## ◆委託事業の事務処理

- 1 事務処理方法
  - (1)委託業務で支出した経費は、証拠書類を確認できるよう処理することになります。
  - (2)委託料の収入および支出を記載した帳簿は、他と区分し、経理状況を明確に処理することになります。
- 2 **5年間保管**が必要な帳簿類
  - (1)会計関係帳簿類 総勘定元帳、現金出納帳、証拠書類
  - (2)労働関係帳簿類 労働者名簿(従業員名簿)、出勤簿、賃金(給与)台帳、業務日誌(新規雇用者が舞に記載)等

(注)この事業は雇用創出を目的として行う事業であり、実際に支払った賃金等の額に基づいて精算を行うため、本業務に係る経費とそれ以外の経費について、明確に区分して管理する事。

## ◆(公財)くまもと産業支援財団との契約等

**※重要**

- 1 (公財)くまもと産業支援財団は、申請書を受理後、内容を審査のうえ申請企業に採択または不採択の通知をします。
- 2 採択された企業は、速やかに人材の募集を行い、人材を雇用した時点で、順次、(公財)くまもと産業支援財団との契約を締結します。ただし、採択された企業であっても委託契約締結日から3週間以内に雇用できなかった場合は契約を締結できません。また、契約を締結した企業が定員に達した時点で、それ以降の企業とは契約を締結しません。
- 3 本事業は平成27年度分(委託契約締結日から平成28年2月29日まで)の契約を締結します。